

議案第149号

大阪市営住宅条例の一部を改正する条例案

大阪市営住宅条例（平成9年大阪市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第9号」を「第8号」に改め、同項第6号中「家賃」を「家賃若しくは使用料（第53条の2に規定する駐車場の使用に係る料金をいう。第3章の2及び第4章において同じ。）」に改め、同項中第8号を削り、第9号を第8号とし、同条第2項中「第8号」を「第7号」に改める。

第10条第1項第1号中「第9号」を「第8号」に改める。

第15条第2項第1号中「市長が適当と認める保証人が連署した」を削り、同条中第3項を削る。

第18条の2第1項中「、同居者又は保証人」を「又は同居者」に改め、同条中第2項を削る。

第46条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第53条の3第1項第5号中「駐車場の使用に係る料金（以下「使用料」という。）」を「使用料」に改める。

第55条の2第1項中「第5条第1項第9号」を「第5条第1項第8号」に改める。

第57条第2項の表中「第15条第1項及び第3項」を「第15条第1項」に、「第18条の2第1項」を「第18条の2」に、「第15条第2項各号列記以外の部分」を「第15条第2項」に、

「

第18条の2第2項	市長に	公社の理事長に
第24条第1項	第56条第1項	第57条第2項の規定により読み替えられた第56条第1項

」

を  
「

第24条第1項	第56条第1項	第57条第2項の規定により読み替えられた第56条第1項
---------	---------	-----------------------------

」

に改める。

#### 附 則

##### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項第6号及び第53条の3第1項第5号の改正規定並びに次項の規定は、同年2月1日から施行する。

##### ( 経過措置 )

- 2 この条例による改正後の大阪市営住宅条例(以下「改正後の条例」という。)第5条第1項第6号(改正後の条例第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定及び改正後の条例第10条第1項第1号(改正後の条例第5条第1項第6号に係る部分に限る。)(改正後の条例第6条第3項、第7条第4項及び第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定は、令和2年2月1日以後に開始された市営住宅の入居者の公募に応じて入居の申込みのあった場合について適用し、同日前に開始された市営住宅の入居者の公募に応じて入居の申込みがあった場合については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の大阪市営住宅条例(以下「改正前の条例」という。)第5条第1項第8号(改正前の条例第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定及び改正前の条例第10条第1項第1号(改正前の条例第5条第1項第8号に係る部分に限る。)(改正前の条例第6条第3項、第7条第4項及び第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に市営住宅の入居の承認の通知を受けた者については、なおその効力を有する。

- 4 改正後の条例第15条（改正後の条例第57条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に市営住宅の入居の承認の通知を受ける者について適用し、施行日前に市営住宅の入居の承認の通知を受けた者については、なお従前の例による。
- 5 改正前の条例第18条の2（改正前の条例第57条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定は、施行日において現に市営住宅に入居している者については、なおその効力を有する。この場合において、改正前の条例第18条の2第2項中「市長が適当と認める新たな保証人」とあるのは「その旨」とする。
- 6 施行日前に到来した支払期に係る改正前の条例第46条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。

令和元年9月18日提出

大阪市長 松井 一郎

## 説 明

公営住宅の入居者資格等を改めるとともに、不正の行為によって入居した者から徴収する金銭に係る利息の割合を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

## 大阪市営住宅条例(抄)

(公営住宅の入居者資格)

第5条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定の適用を受ける者及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第39条に規定する居住制限者にあつては第3号及び第

9号)の条件を具備する者でなければならない。

**8号**

(1) - (5) 省 略

(6) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が、未納の家賃若しくは使用料(第53条の2に規定する駐車場の使用に係る料金をいう。第3章の2及び第4章において同じ。)又は市営住宅若しくは共同施設に係る損害賠償金がある者でないこと

(7) 省 略

(8) 市長が適当と認める保証人がある者であること

(9) 省 略

**(8)**

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号又は第4号から第8号までの条件を具備し  
**第7号**

ない者の入居に関し、考慮すべき特別の事由があると市長が認める場合には、当該者は、これらの条件を具備する者とみなす。

3 省 略

(特定賃貸住宅等の入居者資格)

第10条 特定賃貸住宅及び特別賃貸住宅(以下「特定賃貸住宅等」という。)に入居す

ることができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 第5条第1項第5号から第9号までに掲げる条件を具備する者であること

**第8号**

(2) 省 略

2 省 略

(入居手続)

第15条 省 略

2 前項の通知を受けた者は、市長が指定する期日までに、次に掲げる手続を行い、市長の入居の承認を受けなければならない。

(1) 市長が適当と認める保証人が連署した市営住宅使用承認申請書を提出すること

(2) 省 略

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、前項第1号に定める市営住宅使用承認申請書に保証人の連署を必要としないこととすることができる。

(入居者の氏名の変更等)

第18条の2 市営住宅の入居者は、入居者、同居者又は保証人の氏名に変更が生じ  
**又は**

たときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市営住宅の入居者は、保証人が死亡、辞任等の理由により保証人でなくなったときは、直ちに市長が適当と認める新たな保証人を市長に届け出なければならない。

(市営住宅の明渡請求)

第46条 省 略

2 省 略

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃(改良住宅にあっては、限度額、市営住宅(公営住宅及び改良住

宅を除く。)にあっては、市規則で定める額。以下この項及び次項において同じ。)と  
それまでに支払を受けた家賃との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付し  
**法定利率**

た額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しをする日までの期間につ  
いては、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で市規則で定める額  
の金銭を徴収することができる。

#### 4 省 略

(使用者資格)

第53条の3 駐車場を使用することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でな  
ければならない。

(1) - (4) 省 略

(5) 駐車場の使用に係る料金(以下「使用料」という。)を支払う能力がある者であ  
ること

(6) - (8) 省 略

#### 2 - 3 省 略

(入居決定時等に関する意見聴取)

第55条の2 市長は、市営住宅の入居者を決定しようとするとき又は現に市営住宅に  
入居している者(現に同居している者及び同居しようとする者を含む。)について  
必要があると認めるときは、第5条第1項第9号(第7条第2項において準用する  
**第8号**

場合を含む。)、第6条第2項(第5条第1項第9号に係る部分に限る。)、第10条第  
**第8号**

1項第1号(第5条第1項第9号に係る部分に限る。)(第7条第4項及び第8条第  
**第8号**

3項において準用する場合を含む。)、第17条第2項、第18条第2項及び第46条第1  
項第5号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことがで

きる。

## 2 省 略

(管理の特例)

### 第57条 省 略

2 前項の規定により公社に公営住宅又は共同施設の管理を行わせる場合における第2条第9号、第2章第2節(第4条第2項第8号及び第7条から第10条までを除く。)同章第4節、第36条、第37条第2項、第38条、第40条、第41条、第46条又は第53条の2から第56条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第9号、第4条第2項各号列記以外の部分及び同項第6号、第5条第2項及び第3項、第13条第2項、第15条第1項及び第3項、第17条、第18条、第18条の2第1項、第32条第1項第2号及び第3号、第36条第1項、第38条、第53条の4第2項、第53条の7第2項、第53条の10第2項及び第3項、第53条の12第1項、第53条の14第1項第4号、第54条第3項、第55条第1項並びに第56条第1項	省 略	省 略
第13条第3項、第14条第2項、第15条第2項各号列記以外の部分、第40条第2項、第53条の4第4項及び第53条の11第2項	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
第18条の2第2項	市長に	公社の理事長に
省 略	省 略	省 略

### 3 - 4 省 略